厚労労働調査室次席調査員

濱口桂一郎　「調査室報」第19号　雇用対策

問題意識－ミクロの雇用対策はどこまで可能か。施策は効果があったのか。とられようとしている政策は有効か。

戦後の雇用政策は職安3法で枠組みがつくられた。

職業安定法（47年）－全国で無料の公的職業紹介を行う。

失業保険法（47年）－失業者に給付を行う。インフラとは社会的生産基盤。

緊急失業対策法（49年）－公共事業を実施し、失業者を吸収して、再就職までの間、就労による収入を保障する。

50年代後半からの高度成長期は雇用需要のある都会へ移動させることが雇用対策の中心。「集団就職」、炭鉱離職者の再就職

石油ショックは雇用対策を一変させた。

雇用対策で解雇を抑制し、失業を防止する政策がとられた。雇用保険法1974年。

雇用調整助成金。

景気の良い時も悪い時も、助成金による雇用の維持が中心的存在となった。

バブル崩壊後－構造改革－保護や規制を撤廃し、競争を通じて生産性を向上させる。

雇用・労働関係では「雇用構造」（年功序列、終身雇用）が問題視され、雇用調整給付金も問題となった。

雇用対策は雇用維持からおそるおそるながら労働移動が視野に入れられた。

雇用対策法は事業主の責務が、雇用維持計画から円滑な労働移動に舵を切った。

小泉構造改革－雇用を削減し、失業を増加させる方向に動いた。「総合雇用対策」は構造改革路線の雇用対策の集大成。雇用維持が影を潜めた。その代り、5年間で子育て、高齢者ケア、医療で530万人の雇用創出が可能である。

●即効性がない。今の助けにならない。今ここで失業者をどうするのか。

●かくして雇用対策は、石油ショック（企業に助成金）を超え、高度成長期(労働移動)を超え、終戦直後（公的就労）に先祖返りの様相にある。

公共職業紹介と失業保険はインフラ。それ自体が雇用対策の前面に打ち出されることはなった。

雇用保険は雇用対策の財源として重要だった。

「総合雇用対策」では雇用保険自体が雇用対策の大きな部分を占める。

・保険の枠外にある自営廃業や給付切れ、離職者支援援助金の貸し付けに拡大した。雇用対策から失業者対策に逆戻りである

失業対策事業が復活した。99年緊急地域雇用特別交付金事業。土木、建設が対象外だけが異なるだけ。

●「セーフティネットの整備」という言葉で整理されている。

背後は、経済活動は可能な限り自由放任。落ちこぼれる人だけを安全網で受け止めてそれなりの処理をすればよいとの考えである。むしろ、雇用が維持されていること自体がセーフィネットだとの考えもある。雇用維持確保政策の考え方。経済政策の基本的思想の対立である。

●とうの昔に否定したはずの失業対策事業を復活せざる得ないところに今日の雇用対策の苦衷を見てとれる。

●雇用労働関係をめぐる最大の政策課題は、労働市場の規制緩和をどう考えるかにある。

「規制緩和推進3カ年計画」

・職業紹介規制の抜本的緩和

・派遣労働者の拡大

・有期労働契約の拡大

・裁量労働制の拡大

・ホワイトカラー・イグゼンプション

・解雇規制の見直し

戦後、わが国労働社会を規定していたさまざまな枠組みを根本から見直すことを求めている、